

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月5日（平成28年（行個）諮問第21号）

答申日：平成29年2月10日（平成28年度（行個）答申第174号）

事件名：本人に係る雇用保険被保険者離職証明書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人に係る雇用保険被保険者離職証明書等」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、広島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月28日付け広労発安0928第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「審査請求人の離職理由について」の理由が3行全黒塗りの為、「解雇理由証明書（特定事業所社長A）」解雇理由3，職務命令に対する重大な違反行為（懲戒解雇）や「命令書（特定事業所B及びC特定年月日）」などに見比べる事ができない。理由がわからない。

「雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）」黒塗り部分8ヶ所の開示及び続紙の記載をなされない理由、電話番号（解雇時未使用）を記載した理由を開示していただきたいと思います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、本件対象保有個人情報に係る開示請求に対し、処分庁が行った原処分を不服として、平成27年11月11日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号，3号イ及び7号柱書に基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考

える。

3 理由

(1) 離職から雇用保険の基本手当の受給手続までの流れ

事業主は、その雇用する労働者が離職した場合には、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長（以下「事業所管轄安定所長」という。）に当該労働者に係る雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を提出しなければならない。この時、原則として、資格喪失届に雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を添付しなければならない。また、事業所管轄安定所長は、離職証明書を添付された資格喪失届が提出されたときは、当該労働者に雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）を交付しなければならない。

さらに、当該労働者が雇用保険の基本手当を受給するためには、本人の住居を管轄する公共職業安定所（以下「住居所管轄安定所」という。）に出頭し、求職の申込みをした上で、離職票に本人であることを確認できる書類を添えて提出しなければならない。

また、離職者は、事業主から送付された離職票に記載された、雇用保険の基本手当の受給資格において受給できる日数等に影響がある離職理由等に対して異議がある場合、住居所管轄安定所に異議の申立てを行うことができ、住居所管轄安定所は、離職者が離職する前に勤務していた事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）に申立ての内容を照会し、事業所管轄安定所において事実確認を行う。住居所管轄安定所は事業所管轄安定所の確認結果の回答により、必要に応じて離職票の補正を行う。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別表に掲げる文書番号1ないし9の文書（以下、第3では「対象文書」という。）であり、審査請求人に交付された離職票に記載された離職区分に対し、審査請求人が異議申立てを行ったことに対し、特定事業所管轄安定所が当該離職票に係る資格喪失届を提出した特定事業所に確認を行い、聴取を行った文書である。

(3) 不開示情報該当性について

対象文書4の①、9の②及び④の不開示部分には、特定事業所の職員の氏名及び印影に関する情報があり、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書9の①及び③の不開示部分には、特定事業所の印影に関する情報があり、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書4の②の不開示部分には、特定事業所管轄安定所が特定事業所から聴取した当該離職票に記載された離職理由に係る離職の経緯に関する情報が記載されている。離職理由は雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため、これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。仮にこれらの情報が開示されることとなれば、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより、労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され、公共職業安定所における離職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあることから、当該情報については、法14条7号柱書に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「審査請求人の離職理由について」の理由が3行全黒塗の為、「解雇理由証明書」解雇理由3、職務命令に対する重大な違反行為（懲戒解雇）や「命令書」などに見比べることができない。」等と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 平成29年1月19日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年2月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人に係る雇用保険被保険者離職証明書等」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書

番号1ないし文書番号9に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示部分を開示すべきであるとしているが、諮問庁は原処分を妥当としている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書番号4の区分①「3行目13文字目ないし21文字目」、別表に掲げる文書番号9の区分②及び区分④の「離職票受領印」欄について

当該部分は、特定事業所の職員の職氏名又は職員の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該部分は、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、さらに、個人識別部分に該当し、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書番号4の区分②「7行目ないし9行目」について

当該部分には、特定事業所管轄安定所が特定事業所から聴取した離職票に記載された離職理由に係る離職の経緯に関する情報が記載されており、これを開示すると、特定事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなど、正確な事実関係の把握が困難となり、公共職業安定所の行う離職区分の判断の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書番号9の区分①及び区分③の「事業主印影」について

当該部分は、特定事業所の事業主の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められる。

しかしながら、当該部分は、原処分で既に明らかとなっている別表に掲げる文書番号5及び文書番号7の事業主の印影と同じものであることが認められる。

このため、これを開示しても、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分は、同条3号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書				2 原処分における不開示部分	3 根拠条文 (法14条)	4 開示すべき部分
番号	文書名	頁	区分			
1	雇用保険被保険者離職票-1	1	-	(全部開示)	-	-
2	雇用保険被保険者離職票-2	2	-	(全部開示)	-	-
		3	-	(全部開示)	-	-
3	資料1	4	-	(全部開示)	-	-
4	資料2	5	①	3行目13文字目ないし21文字目	2号	なし
			②	7行目ないし9行目	7号柱書き	なし
5	資料3	6	-	(全部開示)	-	-
6	資料4	7	-	(全部開示)	-	-
7	資料5	8	-	(全部開示)	-	-
8	資料6	9	-	(全部開示)	-	-
		10	-	(全部開示)	-	-
9	雇用保険被保険者離職証明書 (安定所提出用)	11	①	事業主印影	3号イ	事業主印影
			②	離職票受領印	2号	なし
		12	③	事業主印影	3号イ	事業主印影
			④	離職票受領印	2号	なし